

競争入札参加資格審査申請の手引き

【定期受付(新規)申請用】

申請にあたっての注意事項

- (1) 申請は、本社又は本店(以下「本社」という。)で行ってください。

入札・契約等の権限を支店もしくは営業所等(以下「営業所等」という。)に委任する場合は、営業所等が申請手続きを行うことができますが、申請書の申請者欄は本社となります。

一つの申請書で、複数の参加団体(競争入札参加資格審査共同事業に参加する自治体)に申請することができます。なお、申請書は登録する本社、支店及び営業所単位で作成していただくことになります。

※登録区分ごとに、1参加団体に対し、本社又は営業所等のいずれかを登録することができます。ただし、許可業種ごとに本社又は営業所等複数の登録を希望する場合は、参加団体により対応が異なりますので、登録を希望する団体にあらかじめ確認をした上、申請をしてください。
- (2) 申請にかかる提出書類(様式)は、山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)のホームページで入手してください。

※組合ホームページ <http://www.ysc-yamanashi.or.jp/>
- (3) 申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、組合において補正させていただきますのであらかじめご了承ください。
- (4) 申請書中の会社名・個人名等については、登記簿等の記載どおりに入力(記載)してください。ただし、電子申請システムで対応できない文字は、対応可能な漢字等に置き換えて入力してください。
- (5) 紙申請の場合は、黒か青のインク又はボールペンを使用してください。
- (6) 数字は、すべて算用数字で記入してください。
- (7) 提出する申請書類につきましては、必ず控え(コピー)をとってください。
- (8) 本申請に関する情報は、山梨県市町村総合事務組合情報公開条例で不開示情報となっているものを除き、原則として情報公開の対象となりますのであらかじめご了承ください。
- (9) 申請していただいた各項目のうち、入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に必要な項目は、参加団体に組合から情報を提供します。その情報の一部をもとに、各参加団体において資格者名簿が作成されますのであらかじめご了承ください。
- (10) 虚偽の申請があった場合は、入札参加資格要件を欠くこととなりますのでご注意ください。
- (11) 行政書士による代理申請も可能です。

山梨県市町村総合事務組合

I 入札参加資格審査申請について

1.入札参加資格審査

平成 29・30 年度において、山梨県内の 26 市町村及び 5 一部事務組合(以下「参加団体」という。)が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品製造・役務提供等の契約に係る競争入札への参加を希望する方は、入札参加資格審査を受け、参加団体の資格者名簿に登載されることが必要です。

入札参加資格審査を受けるためには、「やまなしくらしねっと」からインターネットを利用したデータ送信による電子申請を行った後、組合へ申請書類を送付(郵送又は持参)していただきます。

※組合が行う入札参加資格審査とは・・・

参加団体が資格者名簿を作成するにあたり、組合において一元的申請書類の受け付けを行い、記載事項の確認や各種証明書の有無について形式的な審査(以下「共同受付」という。)を行うものです。

○参加団体

富士吉田市・都留市・山梨市・大月市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・上野原市・甲州市・中央市・市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町・昭和町・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村・大月都留広域事務組合・中巨摩地区広域事務組合・峡北広域行政事務組合・東八代広域行政事務組合・山梨県市町村総合事務組合

※山梨県、甲府市、上表に掲載のない一部事務組合は、共同受付に参加していません。

2.入札参加者の資格

以下の各号に該当する方がのみが、入札参加資格者となることができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 税を滞納していない者
- (3) 建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けている者
- (4) 測量業にあつては、測量法第 55 条の規定による登録を受けている者
- (5) 建築設計業にあつては、建築士法第 23 条の規定による登録を受けている者
- (6) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条の規定による登録を受けている者
- (7) 営業に関し許可、認可、届出等を必要とする場合は、これらを受けている者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。
- (9) 建設工事においては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金(以下、「社会保険等」という。)の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっていること。ただし、当該通知書において、社会保険等の加入状況が「無」であった後に、当該未加入の保険に加入又は適用除外となった場合は、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)の提出を行うこと。
- (10) 申請者から提出された提出書類及びその添付書類の審査により、その内容が適正と認められること。

地方自治法施行令(抜粋)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

次の参加団体の入札参加資格者となるには、さらに次の要件に該当している必要があります。

富士吉田市	登録区分「建設工事」に申請する場合は、登録区分「測量・建設コンサルタント等」及び「物品製造・役務提供等」に申請していないこと。
北杜市	入札参加資格申請書を提出する場合、男女共同参画推進状況を届け出なければならない。
市川三郷町	入札参加資格申請書を提出する場合、男女共同参画推進状況を届け出なければならない。

3.入札参加資格の有効期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

4.登録区分

申請は、以下の登録区分ごとに行ってください。

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務
- (3) 物品製造・役務提供等

※「建設工事」に申請する場合で、富士吉田市を希望される方は、登録区分「測量・建設コンサルタント等業務」及び「物品製造・役務提供等」に申請していないことが条件になりますのでご注意ください。

5.受付期間

平成 29 年 1 月 5 日(木)9:00～平成 29 年 1 月 27 日(金)17:00

※電子申請は、上記期間中 24 時間受付可能です。

※郵送の場合は、1 月 27 日消印有効とします。

※持参の場合は、上記期間の 9:00～17:00(土・日・祝祭日及び昼休み(12:00～13:00)を除く。)とします。

※受付期間経過後の受付(郵送の場合は当日消印有効)及び随時受付は行いません。

6.受付場所

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35(山梨県自治会館 2 階)

山梨県市町村総合事務組合 業務課 電話: 055-268-3446

7.申請方法

「やまなしくらしねっと」から電子申請を行い、電子申請の手続き終了後に必要書類を組合へ提出(郵送又は持参)してください。

なお、インターネットをご利用できない場合は、紙による申請も可能とします。この場合、事前に組合業務課までご連絡ください。

8 申請の流れ

①事前準備

申請の手引き「定期受付(新規)申請用」の確認

- ・申請する参加団体、登録区分、提出書類等を確認してください。
- ・組合ホームページから提出書類(様式)をダウンロードしてください。



提出書類(共通書類、参加団体が個別に求める提出書類)の用意

- ・提出書類を用意してください。
- ・提出書類は、申請書ごとに用意してください。

②電子申請の事前準備

新規利用者の登録

・「やまなしくらしねっと」を利用して電子申請を行うためには、「ID」の取得及び「パスワード」の設定が必要になります。

※既に「ID」及び「パスワード」を取得されている方は、新たに取得する必要はありません。

※「やまなしくらしねっと」は、山梨県・市町村により運営され、申請・届出を行う電子申請サービス、施設予約サービス、メールマガジン、Web アンケートを提供しているサイトです。

●やまなしくらしねっと

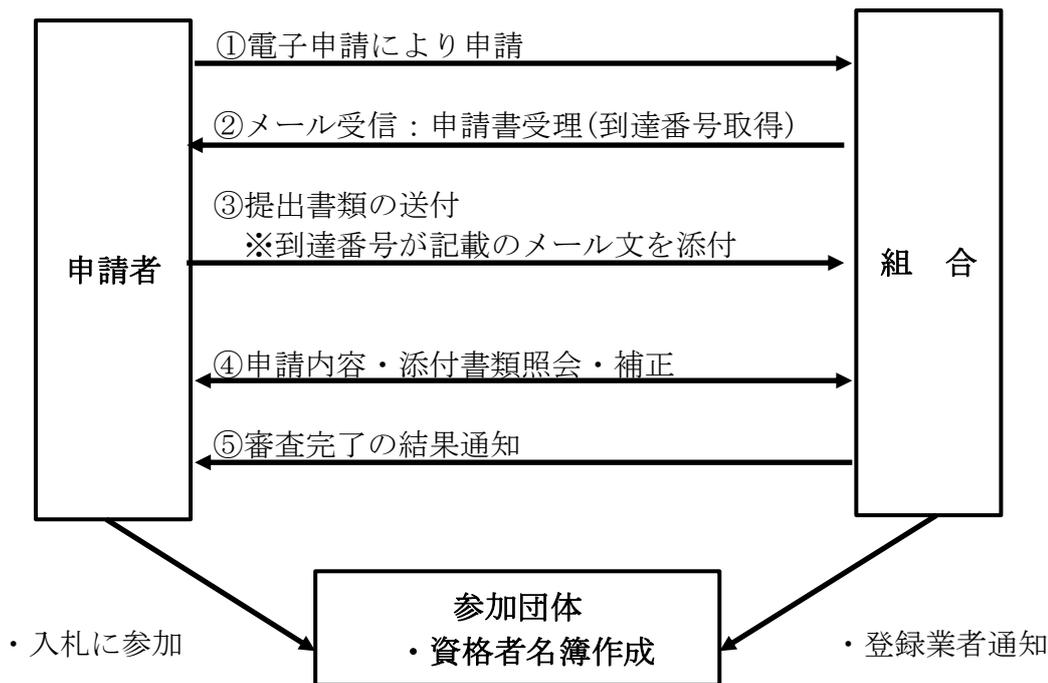
<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-pj/yamanashi/>

●コールセンターへの問い合わせ

・電話番号：0570-00-5353

・受付時間：平日 9時から 17時まで(土曜・日曜・祝祭日・年末年始除く)

③申請の流れ



「やまなしくらしねっと」による電子申請

- ・取得した「ID」及び「パスワード」で「やまなしくらしねっと」へログインし、「競争入札参加資格申請書」に必要な事項を入力し申請してください。
- ・申請完了後に「やまなしくらしねっと」から自動送信される到達通知(20桁の到達番号が記載されているもの)のメール文を印刷し、他の提出書類と一緒に提出してください(「競争入札参加資格申請書の控えは提出不要です。)

※一つの申請で、複数の参加団体に申請できます。

提出書類を送付

- ・すべての書類が整いましたら、「10.提出書類に係る注意事項」にしたがって、必要書類を組合へ郵送又は持参してください。
- ・提出書類が到達し、受付をして初めて、組合で審査が開始されます。(到達した提出書類に不備・不足等がなかった場合、当該申請を受付します。)

補正事項の確認

- ・申請に不備があるなど補正が必要な場合には、電話にて補正指示を行いますので、指示内容にしたがって速やかに対応してください。

審査の完了

- ・審査が終了すると、審査完了となります。審査完了の結果通知は、申請担当者(本社)又は委任を受けた営業所等の担当者あてに、電子メール又は郵送(紙申請の場合)にて送付します。

※紙申請の場合でメールアドレスをお持ちでない方は、結果通知を郵送しますので、返信用封筒(82円切手貼付、宛先、担当者名記載)を同封してください。

9.提出書類の様式

「Ⅱ 提出書類について」に掲載の組合指定様式及び市町村指定様式は、組合ホームページからダウンロードできます。

※組合ホームページ <http://www.ysc-yamanashi.or.jp/>

10.提出書類に係る注意事項

(1) 書類のサイズ

提出書類は、すべて A4 サイズに統一してください。

A4 サイズを超える書類を提出するときは、A4 サイズに折りたたみ、A4 サイズに満たない書類を提出するときは、A4 用紙に貼り付けるなど、適宜対応してください。

(2) 提出書類の順序

提出書類は、共通書類、参加団体が個別に提出を求める書類ともに「Ⅱ 提出書類について」に掲載の一覧表の番号順にフラットファイルに綴じ込み、表紙及び背表紙に商号又は名称を記入してください。

※返信用封筒は綴り込まないでください。

また、各提出書類は、PDF に変換したもの(様式第 13 号の「業者登録カード」は Excel)を CD-R(DVD)に保存し、CD-R(DVD)に商号又は名称及び委任する営業所等を記載のうえ、ハードケースなどに入れて提出してください。

※PDF に変換する際は、白黒(グレースケール)とし、それぞれの書類名を記載してください。

※USB メモリーによる提出は、不可とします。

(3) 封かん前の確認

封かんする前には、必ず、許可等が有効期限内であるか、提出書類に押印漏れや不足がないかを再度確認してください。確認の際は、チェックシート(送付票兼受付確認書)に提出書類のチェック欄を設けていますので、ご活用ください。

11.申請事項の公表

審査が終了した後は、登録を希望された各参加団体へ組合から申請事項を提供します。各参加団体では、申請事項の一部をもとに、資格者名簿を作成します。また、一部の参加団体はホームページに公表しますので、あらかじめご了承ください。

※参加団体において公表内容が異なるため、公表の内容は各参加団体にお問い合わせください。

12.希望業種

選択可能な業種の一覧は、資料編(14 頁)の「業者コード一覧表」に記載しています。

選択する希望業種数に制限はありませんが、富士吉田市及び南アルプス市は、登録区分ごとに希望業種数の制限等がありますので、ご注意ください。

	建設工事	測量・建設コンサルタント
富士吉田市	1 業種	—
南アルプス市	2 業種、さらに希望順位を付す	2 業種、さらに希望順位を付す

II 提出書類について

提出書類

- ・提出書類には、共通書類と参加団体が個別に提出を求める書類があります。
- ・提出書類は、登録希望の参加団体数にかかわらず、下表の登録区分ごとに1部を提出してください。ただし、(2)の参加団体が独自に提出を求める書類のNo.1及びNo.5は各市町の指定様式となりますので、登録希望団体の指定様式で提出してください。
- ・提出書類については、必ず控え(コピー)を取るようお願いします。

(1)共通書類(太字は組合指定様式)

No	提出書類	登録区分			提出形式及び注意事項
		建設 工事	測量 等	物品 ・ 役務	
1	フラットファイル紙製 A4-S型 (2穴、樹脂製綴じ具)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・フラットファイルは、登録区分ごとに色分けしております。 建設工事：赤色系 測量・コンサルタント：青色系 物品・役務：黄色系 ・表紙及び背表紙に商号または名称を記入してください。
2	チェックシート	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙で提出してください。 ・本シートは送付票及び受付確認書となります。 ・提出前に申請者チェック欄に○を記入してください。 ・該当がない書類のチェック欄には×を記入してください。 ・書類に不備がある場合は、受付(受理)しません。 ・行政書士が代理申請する場合は、本シート下欄に氏名及び電話番号を記入してください。
3	競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ◆電子申請の方：「やまなしくらしねっと」での申請完了後に到達通知(20桁の到達番号)が電子メールで送付されますので、その電子メールを印刷し、申請書の代わりに提出してください(組合のホームページに掲載の「電子申請の方法及び電子申請による申請の入力例」を参照ください。) ◆紙申請の方：本様式の原本を提出してください。代表者印(印鑑登録のある印)を必ず押印してください。 ・様式(紙申請用)は組合ホームページに掲載しています。 ・登録区分ごとに別様式((その1)~(その3))となっています。 ・申請年月日は、電子申請する日(紙申請は提出日)を記入してください。 ・申請の区分は、今回の申請は全員の方が「定期」「新規」に☑をしてください。 ・登録希望団体は、登録を希望する団体に☑をしてください。 ※建設工事の申請で富士吉田市を希望される方は、他の登録区分(「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品製造・役務提供等」)には申請できません。 ・「申請者」欄は、本社の状況を記入してください。 ・必須項目は、必ず記入してください。電子申請の場合、未記入の場合エラーメッセージが出て次の項目に進めません。 ・「入札・契約等について権限を委任する営業所等」欄は、権限を委任する営業所又は個人がある場合のみ記入してください。ない場合は記入不要です。 ・「外資状況」欄の外資とは、外国資本が概ね50%を超える場合をいいます。

No	提出書類	登録区分			提出形式及び注意事項
		建設 工事	測 量 等	物 品 ・ 役 務	
					<p>◆「建設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業年数」欄は、経営事項審査結果通知書に記載の営業年数を記入してください。 ・「完成工事高」欄は、希望する工種に必要な事項を記入してください(経営規模等評価結果通知書の数字)。 ・総合評定値(P)の通知書に記載のない希望工種区分には、登録することができません。 ・希望する工種に完成実績がない場合は、年間平均完成工事高欄に「0」を記入してください。 ・希望工種数に制限はありませんが、<u>富士吉田市及び南アルプス市は、工種数の制限があり、さらに南アルプス市は希望順位がありますのでご注意ください(下段に希望工種を記入する箇所があります。)</u>。 ・「営業所の専任技術者」欄は、主な業種を記入してください。 <p>◆「測量・建設コンサルタント等業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「測量等実績高」欄は、希望する業種に必要な事項を記入してください。 ・「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の欄には、希望業種ごとに記入してください。 ・決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ(半期決算の場合は両方)に記入してください。 ・希望業種数に制限はありませんが、<u>南アルプス市は、業種数の制限及び希望順位がありますのでご注意ください(中段に希望業種を記入する箇所があります。)</u>。 <p>◆「物品製造・役務提供等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「入札参加希望業種」欄は、希望する業種区分に「○」を記入し、「その他製造品等」などのように具体的な内容が不明のもの及び特筆すべき事項については、別項目「取扱品目・営業内容」欄に記入してください。 <p>※法令等で許可又は登録等が必要な業種は、許可又は登録等がない場合は、申請することはできません。</p>
4	経営事項審査結果通知書(写)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・紙とPDFを提出してください。 ・平成29年1月27日現在で有効なもので、かつ、最新のものを提出してください。 ※更新された場合は新しい通知書の写しを提出してください。
5	営業所一覧(様式第2号)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・原本とPDFを提出してください。 ・指定様式又は同等のものを提出してください。 ・様式は、組合のホームページに掲載しています。 ・様式欄外の記載要領により作成してください。 <p>◆「建設工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所を記載してください。 <p>◆「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品製造・役務提供等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時契約を締結する本店又は営業所等を記載してください。 ・登録区分ごとに別様式((その1)～(その3))となっています。

No	提出書類	登録区分			提出形式及び注意事項
		建設 工事	測 量 等	物 品 ・ 役 務	
6	財務諸表(個人 の場合は確定申 告書の収支内 訳)(写)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ◆「建設工事」 <ul style="list-style-type: none"> ・直近決算期 1 年分(半年決算の場合は 2 期分) に係る貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書又は利益処分(損失処理) 計算書を提出してください。 ◆「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品製造・役務提供等」 <ul style="list-style-type: none"> ・法人事業者…直近決算期 1 年分(半年決算の場合は 2 期分) に係る貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書又は利益処分(損失処理) 計算書を提出してください。 ・個人事業者…直近の確定申告書の収支内訳書を提出してください。
7	建設業退職金共 済事業加入履行 証明書(写)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ・「経営事項審査結果通知書」の建設業退職金共済制度及び退職一時金制度若しくは企業年金制度の欄両方が「無」とある場合で、その後、当該未加入の共済に加入している場合、当該加入証明書を提出してください。 ・発行後 3 カ月以内のものを提出してください。
8	国税(法人税、消 費税)に未納の ない証明書(写)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ・所轄税務署が発行する最新のものを提出してください。 ◆法人事業者…法人税、消費税及び地方消費税(国税通則法施行規則別表第 9 号様式(その 3 の 3)) ◆個人事業者…申告所得税、消費税及び地方消費税(国税通則法施行規則別表第 9 号様式(その 3 の 2)) ・発行後 3 カ月以内のものを提出してください。
9	都道府県税に未 納のない証明書 (写)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ・各々所在する都道府県税事務所等が発行する最新のものを提出してください。 ・「都道府県税の未納税額がない証明書」が発行できない場合は、直近 2 年の納期到来分に係る納税証明書とします。 ・営業所等に委任している場合は営業所等の都道府県税に未納のない証明書も提出してください。 ・発行後 3 カ月以内のものを提出してください。
10	区市町村税に未 納がない証明書 (写)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ・各々所在する区市町村役場等が発行する最新のものを提出してください。 ・「区市町村税に未納税額がない証明書」が発行できない場合は、直近 2 年の納期到来分に係る納税証明書とします。 ・国民健康保険料を納めている個人事業者の方は、国民健康保険税は対象外となります。 ・営業所等に委任している場合は、営業所等の区市町村税に未納のない証明書も提出してください。 ・発行後 3 カ月以内のものを提出してください。 ・証明書の様式等は、各区市町村にお問い合わせ下さい。
11	建設業許可通知 書(写)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ・有効期限内のものを提出してください。 ・申請(更新)中の場合は、申請書に受付印のあるものの写しを提出してください。

No	提出書類	登録区分			提出形式及び注意事項
		建設 工事	測 量 等	物 品 ・ 役 務	
					<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業許可通知書」がない場合は、「建設業許可証明書」を提出してください。
12	登録証明書(写)	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ・許可、認可、登録等を要する業種について、営業許可等の写しを添付してください。 ・測量業にあつては、測量法第 55 条の規定による登録を受けている者 ・建築設計業にあつては、建築士法第 23 条の規定による登録を受けている者 ・不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律第 22 号の規定による登録を受けている者 ・それぞれ、委任先が有る場合は、委任先の登録証明書も提出してください。 <p>※対象となる許認可等は、資料編をご覧ください。</p>
13	履歴事項全部証明書(個人の場合は身分証明書)(写)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ◆法人事業者...履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写しを提出してください。 ※発行後 3 カ月以内のもの ◆個人事業者...代表者の身分証明書 ※本籍地の区市町村で申請日前 3 カ月以内に発行されたもの ※ここで言う身分証明書とは、代表者が成年被後見人または破産者でないことの証明書であり、一般に いわれる本人であることの証明（運転免許証、パスポート等）を意味するものではありません。 ※区市町村により担当窓口や手数料が異なりますので、詳細は本籍地の区市町村にお尋ねください。
14	使用印鑑届(様式第 3 号)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・原本と PDF を提出してください。 ・様式は、組合のホームページに掲載しています。 ・使用印鑑は実印以外でもかまいません。入札(見積)書及び契約の締結並びに代金の請求等に使用する印鑑を押印してください。 ・角印(会社印)及び丸印(代表者印・受任者印等)を両方使用される場合は使用印の枠の中に両方押印してください。 ・実印が使用印の場合は実印欄及び使用印欄共に実印を押印してください。 ・申請者の印は、実印を押印してください
15	印鑑証明書(写)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙と PDF を提出してください。 ・発行後 3 カ月以内のものを提出してください。
16	工事経歴書(様式第 4 号)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・紙(又は組合指定様式は原本)と PDF を提出してください。 ・指定様式または同等のものを希望する許可業種ごとに作成してください。 ・直前 2 年間で代表的なものを 10 件以内で記載してください。 ・実績がない場合は、実績なしと記載し作成してください。 ・経営事項審査の際に提出した「工事経歴書」(写)でも可能とします。

No	提出書類	登録区分			提出形式及び注意事項
		建設 工事	測 量 等	物 品 ・ 役 務	
17	技術職員名簿 (様式第5号)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 紙(又は組合指定様式は原本)と PDF を提出してください。 指定様式又は同等のものを提出してください。 入札参加希望業種ごとに作成し、免許・許可証等の添付は不要です。 経営事項審査の際に提出した「技術職員名簿」(写)でも可能とします。
18	専任技術者証明書(写)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 紙と PDF を提出してください。 建設業許可等の際に提出する「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」を提出してください(建設業許可行政庁の受付印のあるもの)。 ※契約委任先が有る場合は、委任先のものを含みます。
19	実績調書 (様式第6号)	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 原本と PDF を提出してください。 指定様式又は同等のものを提出してください。 様式は、組合のホームページに掲載しています。 直近2年間で代表的なものを10件以内で記載してください。 様式欄外の記載要領により作成してください。
20	営業経歴書 (様式第7号)	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> 原本と PDF を提出してください。 様式は、組合のホームページに掲載しています。 様式欄外の記載要領により作成してください。
21	技術者経歴書 (様式第8号)	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 原本と PDF を提出してください。 指定様式又は同等のものを提出してください。 様式は、組合のホームページに掲載しています。 様式欄外の記載要領により作成してください。
22	委任状 (様式第9号)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 原本と PDF を提出してください。 営業所等に委任をする場合のみ提出してください(委任しない場合は不要です。)
23	誓約書 (様式第10号)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 原本と PDF を提出してください。 様式は、組合のホームページに掲載しています。 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団に関係している者でないことの誓約書です。 誓約書の署名・印については代表者名及び代表者印となります。営業所等へ委任をする場合も代表者名となります。
24	役員等名簿 (様式第11号)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 原本と PDF を提出してください。 様式は、組合のホームページに掲載しています。 様式下欄の要領により作成してください。
25	機械設備一覧表 (写)(印刷・木工業者のみ)	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> 紙(又は原本)と PDF を提出してください。 任意の書式で提出してください。
26	社会保険の加入 が分かる書類 (写)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 紙と PDF を提出してください。 「経営事項審査結果通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の欄に「無」とある場合で、その後、当該未加入の保険に加入又は適用除外となった場合、当該事実を証する書類を提出してください。 ※「当該事実を証明する書類」とは、次に示すいずれかの書類とします。 ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保

No	提出書類	登録区分			提出形式及び注意事項
		建設 工事	測 量 等	物 品 ・ 役 務	
					<p>険料申告書の写し又は雇用保険被保険者資格取得等通知書 ・「健康保険・厚生年金保険」領収書の写し、社会保険料収納 証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の 写し ・適用除外誓約書(国の例により作成してください。)</p>
27	営業の沿革及び 事業経歴書 (任意書式)	○	○	○	<p>・紙(又は原本)と PDF を提出してください。 ・会社の概要及び履歴がわかるものを提出してください。 ※例：会社概要のパンフレット等で代用可</p>
28	ISO 等の登録証 (写)	○	○	○	<p>・紙と PDF を提出してください。 ・取得者のみ提出してください(取得していない場合は不要で す。) ・公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又 は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関 が発行した登録証の写しを提出してください。 ・申請日時点で有効なもので、初回登録日、更新日(更新してい る方)又は有効期限が記載されているものがが必要です。 ・日本語で作成されているもの(英語等日本語以外で作成されて いる場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から 日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳 を作成してください。)</p>
29	特約店・代理店 証明書 (様式第 12 号)	—	—	○	<p>・原本と PDF を提出してください。 ・様式は、組合のホームページに掲載しています。 ・業者登録カードの「特約店・代理店」の欄に記載があるものは すべて提出してください。 ・代理店・特約店契約の期間が競争入札参加資格の有効期間の途 中で満了した場合において、当該契約を更新したときには、再 度証明書を提出してください。 ・契約期間満了後、当該契約の更新を行わない場合又は契約関係 が消滅した場合にも直ちに届出てください。 ※メーカー指定の様式も可能とします。</p>
30	業者登録カード (様式第 13 号)	○	○	○	<p>・紙と電子データ(Excel)を提出してください。 ・様式は、組合のホームページに掲載しています。 ・登録区分ごとに別様式((その 1)~(その 3))となっています。 ・業者登録カードは、登録希望参加団体にデータ配信するもので す。 ・該当する項目は漏れなく記入してください「電子入札業者番 号」欄には、参加団体の電子入札業者番号を取得されている場 合、市町村名と番号を記入してください。</p>
31	返信用封筒 (長形 3 号)	○	○	○	<p>・郵送による場合で受付確認が必要な方は提出してください。 ・No.2 のチェックシートをさらに 1 枚同封してください。 ・ファイルには綴らないでください。 ・82 円切手貼付のうえ、宛先、担当者名(又は代理申請者)を記載 ください。</p>

(2)参加団体が個別に提出を求める書類(太字は各市町指定様式)

登録区分	提出書類	提出方法と注意事項	山梨市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笛吹市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	忍野村	山中湖村	
建設工事 測量等 物品・役務	1.男女共同参画推進状況報告(届出)書(各市町指定様式)	・原本と PDF を提出してください。 ・様式は、組合のホームページに掲載しています。		○	○					○					
	2.市内営業所写真(共通指定様式)(外観、内部)	・原本と PDF を提出してください。 ・様式は、組合のホームページに掲載しています。 ・委任する営業所等が右欄に○がある参加団体域内に所在し、かつ当該参加団体に登録を希望する場合に提出してください。 ・鮮明であればデジタル写真をプリントアウトしたもので可能です。	○	○			○								
	3.委任営業所の所在証明書(登記簿)(写)	・紙と PDF を提出してください。 ・営業所等の「履歴事項全部証明書」の写し、又は所在市町村が発行する「法人所在証明書」の写しを提出してください。 ・発行後 3 カ月以内のものを提出してください。 ・建設工事(建設業法第 3 条)については、(1)No.18「専任技術者証明書(委任営業所が含まれているもの)」の提出をもって代えることができます。 ・測量(測量法第 55 条)、建築設計(建築設計法第 23 条)、不動産鑑定(不動産鑑定法第 22 条)については、(1)No.12 委任営業所の「登録証明書」の提出をもって代えることができます。						○	○	○	○	○			
	4.市・村内営業所職員名簿(共通指定様式)	・原本と PDF を提出してください。 ・委任する営業所等が右欄に○がある参加団体域内に所在し、かつ当該参加団体に登録を希望する場合に提出してください。 ・様式は、組合のホームページに掲載しています。		○						○				○	
	5.資本的関係・役員等人的関係調書(各市指定様式)	・原本と PDF を提出してください。 ・様式は、組合のホームページに掲載しています。		○			○								
	6.法人の代表取締役の市町村税の未納がない旨の証明書	・紙(又は原本)と PDF を提出してください。 ・右欄に○がある参加団体に登録を希望し、かつその参加団体域内に在住し、市町村税の納税義務がある場合に提出してください。 ・発行後 3 カ月以内のものを提出してください。 ※証明書の様式等は、各市町村にお問い合わせ下さい。						○		○	○		○		○
物品 役務	7.PR 資料(任意)	・原本と PDF を提出してください。 ・PR するものがありましたら提出してください。 ・資料等の添付を可能とします。				○							○		

資料編

業種コード一覧

1. 建設工事

業種コード	許可業種	許可区分
101	土木一式	特定・一般
102	建築一式	特定・一般
103	大工	特定・一般
104	左官	特定・一般
105	とび・土工・コンクリート	特定・一般
106	石	特定・一般
107	屋根	特定・一般
108	電気	特定・一般
109	管	特定・一般
110	タイル・れんが・ブロック	特定・一般
111	鋼構造物	特定・一般
112	鉄筋	特定・一般
113	舗装	特定・一般
114	しゅんせつ	特定・一般
115	板金	特定・一般
116	ガラス	特定・一般
117	塗装	特定・一般
118	防水	特定・一般
119	内装仕上	特定・一般
120	機械器具施設	特定・一般
121	熱絶縁	特定・一般
122	電気通信	特定・一般
123	造園	特定・一般
124	さく井	特定・一般
125	建具	特定・一般
126	水道施設	特定・一般
127	消防施設	特定・一般
128	清掃施設	特定・一般
129	解体工事	特定・一般
130	その他	特定・一般

2 測量・コンサルタント

業種コード	許可業種	業務内容
101	測量	測量一般
102		地図の調整
103		航空測量
201	建築関係建設コンサルタント	建築一般
202		意匠
203		構造
204		暖冷房
205		衛生
206		電気
207		建築積算
208		機械積算
209		電気積算
210		工事監理-建築
211		工事監理-電気
212		工事監理-機械
213		調査
214		耐震診断
215		地区・地域計画
301	土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸
302		港湾及び空港
303		電力土木
304		道路
305		鉄道
306		上水道及び工業用水
307		下水道
308		農業土木
309		森林土木
310		水産土木
311		廃棄物
312		造園
313		都市計画及び地方計画
314		地質
315		土質及び基礎
316		鋼構造物及びコンクリート
317		トンネル

業種コード	許可業種	業務内容
318	土木関係建設コンサルタント	施工計画及・施工設備及び積算
319		建設環境
320		建設機械
321		電気・電子
322		交通量調査
323		環境調査
324		経済調査
325		分析・解析
326		宅地造成
327		電算関係
328		計算業務
329		資料等整備
330		施工管理
401		地質調査
501	補償関係建設コンサルタント	土地調査
502		土地評価
503		物件
504		機械工作物
505		営業補償・特殊補償
506		事業損失
507		補償関連
508		総合補償
601	鑑定・登記	不動産鑑定
602		登記手続
701	その他	

3. 物品製造・役務提供等

大分類		業種区分	
100	衣服・その他繊維製品類	101	作業服・ユニフォーム
		102	消防団活動服等
		103	幕・のぼり旗
		104	校旗・市町村旗
		105	絨毯・カーペット
		106	寝具等
		107	マット・モップ
		108	その他製品等
200	ゴム・皮革・プラスチック製品類	201	看板・表示板
		202	ごみ袋（印刷含む）
		203	カバン
		204	その他製品等
300	窯業・土石製品類	301	窯業・土石製品類
400	非鉄金属・金属製品類	401	標識
		402	その他製品等
500	フォーム印刷	501	フォーム印刷
600	その他印刷	601	その他印刷
700	図書類	701	書籍・雑誌等
		702	図書館書架
800	電子出版物類	801	電子出版物
900	紙・紙加工品類	901	コピー用紙
		902	封筒（印刷含む）
		903	その他紙加工品
1000	車両類	1001	軽自動車
		1002	一般乗用車
		1003	大型バス
		1004	中型バス
		1005	マイクロバス
		1006	消防自動車
1100	その他輸送・搬送機械器具類	1101	その他輸送・搬送機械器具類
1200	船舶類	1201	船舶
1300	燃料類	1301	灯油
		1302	LPガス
		1303	電気
		1304	その他燃料

大分類		業種区分	
1400	家具・什器類	1401	オフィス家具
		1402	学校用家具
		1403	建具・ガラス・畳
		1404	カーテン・ブラインド
		1405	その他家具・什器
1500	一般・産業用機器類	1501	業務用冷蔵庫・冷凍庫
		1502	業務用生ごみ処理機
		1503	厨房機器
		1504	農業機械（修繕含む）
		1505	建設機械
		1506	計量・計量機器
		1507	水道メーター
		1508	水道用品
		1509	除雪機
		1510	その他一般・産業用機器
1600	電気・通信機器類	1601	家庭用電化製品・電池
		1602	電球・蛍光灯
		1603	視聴覚・音響機器
		1604	空調・冷暖房
		1605	電話・ファックス
		1606	無線通信機器
		1607	その他電気・通信機器
1700	電子計算機類	1701	パソコン・周辺機器
		1702	ソフトウェア
		1703	その他電子計算機
1800	精密機器類	1801	カメラ・周辺機器
		1802	時計
		1803	ミシン
		1804	その他精密機器
1900	医療用機器類	1901	AED
		1902	医療用具・機器
		1903	介護福祉用品・機器
2000	事務用機器類	2001	複写機・印刷機
		2002	複合機器
		2003	その他事務用機器

大分類		業種区分	
2100	その他機器類	2101	学校教材・器具
		2102	保育教材・器具
		2103	美術用品
		2104	体育施設・運動用品
		2105	武道用品
		2106	遊具
		2107	楽器
		2108	図書館用品
		2109	その他機器類
2200	医薬品・医療用具類	2201	医薬品
		2202	殺虫剤等防疫剤
		2203	紙おむつ（介護用）
		2204	その他医薬品・医療用品
2300	農工業用品	2301	工業薬品
		2302	農薬
2400	事務用品類	2401	文房具・事務用品
		2402	ゴム印
		2403	選挙用品・機器
2500	土木・建設・建築材料	2501	土木・建設・建築材料
2600	造幣・印刷事業用原材料類	2601	造幣・印刷事業用原材料類
2700	造幣事業用金属工芸品類	2701	造幣事業用金属工芸品類
2800	警察・消防用装備品類	2801	消防用品・機器
		2802	その他警察・消防用装備品
2900	防衛・防災用装備品類	2901	防災機器
		2902	防災用品
		2903	非常用食料品
		2904	融雪剤
3000	給食原材料	3001	穀類
		3002	青果
		3003	精肉
		3004	鮮魚
		3005	菓子
		3006	牛乳
		3007	食料品
		3008	酒類
		3009	飲水
		3010	茶

大分類		業種区分	
3000	給食原材料	3011	調味料類
		3012	その他
3100	その他	3101	記念品・啓蒙品（名入れ含む）等
		3102	塗料
		3103	荒物・金物
		3104	カップ・トロフィー
		3105	養生シート・テント
		3106	生花
		3107	種苗・造園
		3108	日用百貨
		3109	食糧品
		3110	廃品・不用品買入
4100	広告・宣伝	4101	広告・宣伝
4200	印刷・写真・製図	4201	印刷・製本
		4202	印刷物企画デザイン
		4203	写真撮影・プリント
		4204	航空写真
		4205	製図
		4206	その他印刷・写真・製図
4300	調査・研究・企画	4301	旅行企画（航空券手配合む）
		4302	イベント企画
		4303	水質・環境調査
		4304	計画策定・支援
		4305	調査・調査支援
		4306	講習会等企画運営
		4307	記録・統計
		4308	その他調査・研究・企画
4400	情報処理	4401	電算処理・データ入力
4500	翻訳・通訳・速記・記録	4501	議事録作成
		4502	その他翻訳・通訳・速記・記録
4600	ソフトウェア開発	4601	システム開発・保守
		4602	Webページ作成等
4700	会場等の借り上げ	4701	会場等の借り上げ
4800	賃貸借	4801	リース業
		4802	事務機器（複写機等）
		4803	パソコン・周辺機器
		4804	医療用器械・器材

大分類		業種区分	
4800	賃貸借	4805	医療用カーテン・寝具等
		4806	清掃・衛生用品
		4807	重機
		4808	軽トラック
		4809	普通自動車
		4810	仮設建物
		4811	仮設トイレ
4900	建物管理等各種保守管理	4901	電話交換業務
		4902	案内・受付業務
		4903	ホール音響保守
		4904	舞台照明設備保守
		4905	舞台機構保守
		4906	音響・照明技術派遣
		4907	生ごみ処理機保守
		4908	厨房機器保守
		4909	機械警備
		4910	人的警備
		4911	空調設備保守
		4912	ボイラー保守
		4913	ろ過装置保守
		4914	自動ドア保守
		4915	エレベーター保守
		4916	電気工作物保安全管理
		4917	消防設備保守点検
		4918	樹木・植栽管理
		4919	除草作業
		4920	野外清掃
		4921	施設清掃
		4922	施設清掃（高所）
		4923	施設清掃（病院）
		4924	消毒・害虫駆除・防鼠
4925	浄化槽清掃		
4926	貯水槽清掃・点検		
4927	下水道管等清掃・点検		
4928	グリストラップ清掃		
4929	運動用具・遊具保守点検		
4930	その他建物管理等各種保守点検		

大分類		業種区分	
5000	運送	5001	廃棄物収集運搬（一般）
		5002	廃棄物収集運搬（産廃）
		5003	資源物収集運搬
		5004	文書運搬溶解処理
		5005	ヘリコプター輸送
		5006	貨物輸送
		5007	通送業務
		5008	美術品運搬
		5009	引越し
		5010	社内メール便サービス
		5011	市町村営バス運行業務
		5012	スクールバス運行業務
		5013	その他バス運行業務
		5014	その他運送業務
5100	車両整備	5101	自動車整備・点検・車検
		5102	その他車両整備
5200	船舶整備	5201	船舶整備
5300	電子出版	5301	電子出版
5400	防衛・防災用装備品の整備	5401	防衛・防災用装備品の整備
5500	その他	5501	ピアノ調律
		5502	医事事務
		5503	人材派遣
		5504	イベント会場設営
		5505	イベント警備・交通整理
		5506	仕出し弁当
		5507	保健
		5508	廃棄物処理
		5509	展示物作成
		5510	修繕（上記以外）
		5511	その他

2..営業に関し必要な許可・認可・資格等一覧

※ここに記載したものは、営業に関して必要な許可等の例示です。これ以外の営業種目でも許可等を必要とする場合は許認可証等の写しを添付してください。

1.測量・建設コンサルタント等業務

業種名称	許認可等名称	根拠法令	任意・必須
測量	測量業者登録	測量法第 55 条第 1 項	必須
	土地家屋調査士登録	土地家屋調査士法第 8 条第 1 項	任意
建築関係コンサルタント	建築士事務所登録	建築士法第 23 条第 1 項	必須
	建設コンサルタント登録(各部門別)	建設コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項	任意
土木関係コンサルタント	建設コンサルタント登録(各部門別)	建設コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項	任意
地質調査	地質調査業者登録	地質調査業者登録規程第 2 条第 1 項	任意
補償関係コンサルタント	補償コンサルタント登録(各部門別)	補償コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項	任意
鑑定・登記	不動産鑑定業者登録	不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条第 1 項	必須
	土地家屋調査士名簿登録	土地家屋調査士法第 8 条第 1 項	必須

2. 物品

大区分	中区分	許可等名称	根拠法令等	適用
5 理化学・医療器械類	2 医療器械・3 歯科器材	高度管理医療機器等販売業許可	薬事法	
		管理医療機器販売業届		
		医療機器修理業許可		
		医療機器製造販売業許可		
6 医薬品等	1 医薬品	薬局開設許可	薬事法	◎必須 左記のいずれかの許可が必要
		医薬品販売業許可（店舗販売業・配置販売業・卸売販売業）		
		医薬品製造販売業許可		
	2 農工業薬品	毒物劇物販売業登録（一般販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業）	毒物及び劇物取締役法	
		農薬販売業届	農薬取締法	
	4 肥料・飼料	肥料販売届	肥料取締法	
飼料販売業届		飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律		
7 機械器具類	1 計量・測量器械	特定計量器製造事業届	計量法	
		特定計量器修理事業届		
		特定計量器販売事業届		
	6 工事用資材	採石業者登録	採石法	自社で採石を行う場合
砂利採取業者登録		砂利採取法	自社で砂利採取を行う場合	
8 図書・教材類	1 スポーツ用品	火薬類消費許可	火薬類取締法	競技用紙雷管を販売する場合
10 車両等	3 車両修繕	自動車分解整備事業認証 指定自動車整備事業指定	道路運送車両法	◎必須
11 燃料	1 燃料	揮発油販売業者登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律	◎必須 取扱品目に応じた左記の許可等が必要
		石油販売業開始届	石油の備蓄の確保等に関する法律	
		液化石油ガス販売事業登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
		高圧ガス販売事業届	高圧ガス保安法	
		高圧ガス製造許可		
12 看板標識等	2 看板	屋外広告業の登録（山梨県知事）	山梨県屋外広告物条例	山梨県内で屋外広告業を営む場合
14 雑類	10 食品	食品衛生法営業許可	食品衛生法	
		米穀の出荷又は販売事業開始届	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	
		酒類販売業免許	酒税法	
15 不用品買入	11 車両買入	古物商許可	古物営業法	◎必須
	12 その他不用品買入	古物商許可		

※本表は山梨県のを参考に掲載しておりますので、業種区分は合致しておりません。

3. 役務

大区分	中区分	取扱項目	許可等名称	根拠法令等	適用	
16建物管理	10清掃	-	建築物清掃業登録	建築物における衛生環境の確保に関する法律	任意	
			建築物空気環境測定業登録			
			建築物空気調和用ダクト清掃業登録			
			建築物環境衛生総合管理業登録			
			建築物環境衛生管理技術者			
	11警備	1 人的警備	警備業認定（山梨県公安委員会）	警備業法	◎必須 左記のいずれかの許可等が必要	
			営業所の届出（山梨県公安委員会）			
		2 機械警備	機械警備業の届出（山梨県公安委員会）			◎必須 警備業認定又は営業所の届出のいずれかも併せて必要
			3 駐車場整			警備業認定（山梨県公安委員会）
		営業所の届出（山梨県公安委員会）				
		12害虫等駆除	1 害虫駆除			建築物ねずみ昆虫等防除業登録
	13貯水・汚水・浄化槽等点検・保守・清掃			1 貯水槽点検・保守・清掃	建築物飲料水貯水槽清掃業登録	建築物における衛生環境の確保に関する法律
		建築物環境衛生総合管理業登録				
		2 浄化槽点検・保守・清掃	浄化槽保守点検業者登録（山梨県知事）	浄化槽法、山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	◎必須 取扱業務に応じた左記の許可等が必要	
			浄化槽清掃業許可（山梨県内市町村長）	浄化槽法		
		3 汚水雑排水槽点検・保守・清掃	築物排水管清掃業登録	建築物における衛生環境の確保に関する法律	任意	
			建築物環境衛生総合管理業登録			
		4 汚水雑排水管点検・保守・清掃	築物排水管清掃業登録	建築物における衛生環境の確保に関する法律	任意	
			建築物環境衛生総合管理業登録			
	14建物、電気・機械整備点検・保守	1 消防設備点検・保守	消防設備点検資格者（特殊・第1種・第2種）	消防法		
			消防設備士（甲種・乙種）			
		2 空調設備点検・保守	ボイラー整備士	ボイラー及び圧力容器安全規則		
			ボイラー技士（特級・1級・2級）	労働安全衛生法		
			危険物取扱者（甲種・乙種・丙種）	消防法		
			管工事施工管理技士（1級・2級）	建設業法		
			冷凍機械責任者免状（第1種・第2種・第3種）	高圧ガス保安法		
		3 昇降機点検・保守	建築士（二級以上）	建築士法	◎必須 左記のいずれかの資格が必要	
			昇降機検査資格者	建築基準法		
		4 高圧電気設備点検・保守	電気工事士（第1種、第2種）	電気工事士法		
			電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）	電気事業法		
		5 非常用発電設備点検・保守	電気工事士（第1種、第2種）	電気工事士法		
			電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）	電気事業法		
		6 ボイラー設備点検・保守	ボイラー整備士	ボイラー及び圧力容器安全規則		
7 ボイラー設備運転・監視			ボイラー技士（特級・1級・2級）	労働安全衛生規則		
			ボイラー取扱技能講習修了証	労働安全衛生法施行規則		
8 地下タンク等点検・保守		危険物取扱者（甲種・乙種・丙種）	消防法			
		地下タンク等定期点検技術者講習終了者	危険物の規制に関する規則			
9 建築物、建築設備		建築士（二級以上）	建築士法			
		特殊建築物等調査資格者	建築基準法			
	建築設備検査資格者					
99その他建物管理	2 その他	工事担任者（A I 第1種・第2種・第3種、D D 第1種・第2種・第3種、A I・D D 総合種）	電気通信事業法	電話設備事業の場合		
		電気通信事業の登録・届出		電気通信事業の場合		

※本表は山梨県のものをご参考に掲載しておりますので、業種区分は合致していません。

大区分	中区分	取扱項目	許可等名称	根拠法令等	適用
17構築物管理	2 上、下水道調査・管理	-	水質検査機関登録	水道法	任意
			建築物飲料水水質検査業登録	建築物における衛生環境の確保に関する法律	
			建築物環境衛生総合管理業登録	下水道処理施設維持管理業者登録規定	
			下水道処理施設維持管理業者登録	下水道処理施設維持管理業者登録規定	
18廃棄物処理	1 一般廃棄物処理	-	一般廃棄物収集運搬業許可(山梨県内市町村長)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	◎必須 取扱業務に応じた左記の許可が必要
			一般廃棄物処分業許可(山梨県内市町村長)		
	2 産業廃棄物処理	-	産業廃棄物収集運搬業許可(山梨県知事)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	◎必須 取扱業務に応じた左記の許可が必要
			産業廃棄物処分業許可(山梨県知事)		
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(山梨県知事)					
特別管理産業廃棄物処分業許可(山梨県知事)					
19リース	1 リース	-	自家用自動車有償貸渡許可	道路運送法	◎必須(自動車のリース)
			高度管理医療機器等販売業許可	薬事法	医療機器のリース
			管理医療機器販売業届		
21企画	4 旅行	-	旅行業者登録(第1種・第2種・第3種)	旅行業法	◎必須 左記のいずれかの登録が必要
			旅行業者代理業登録		
22調査	2 環境調査	-	計量証明事業登録(濃度・音圧レベル・振動加速度レベル)	計量法	
			特定計量証明事業の認定		
23その他役務	1 運送業務	-	一般貨物自動車運送事業許可	貨物自動車運送事業法	◎必須(貨物運送の場合) 左記のいずれかの許可等が必要
			特定貨物自動車運送事業許可		
			貨物軽自動車運送事業届出		
			第一種貨物利用運送事業登録	貨物利用運送事業法	
			第二種貨物利用運送事業許可		
			一般旅客自動車運送事業許可	道路運送法	
	特定旅客自動車運送事業許可				
	3 給食	-	飲食店営業許可	食品衛生法	
	7 保険	-	保険業免許	保険業法	◎必須(旅客運送の場合) 左記のいずれかの免許等が必要
			損害保険代理店登録		
	8 植栽管理	-	造園施工管理技士	建設業法施行令	任意
	99その他(役務)	-	クリーニング業届出	クリーニング業法	◎必須(クリーニング業の場合)
			一般労働者派遣事業許可	働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	◎必須(人材派遣業の場合) 左記のいずれかの許可等が必要
特定労働者派遣事業届出					
有料職業紹介業許可			職業安定法	◎必須(有料職業紹介業の場合)	
病院(診療所)開設許可			医師法	健康診断業務の場合	
診療所開設届出書					
衛生検査所登録	臨床検査技師等に関する法律				

※本表は山梨県のを参考に掲載しておりますので、業種区分は合致していません。